

第7次医療計画の中間見直し等に関する意見のとりまとめ（令和2年3月2日医療計画の見直し等に関する検討会） 正誤表

誤	正
<p style="text-align: center;">第7次医療計画の中間見直し等に関する意見のとりまとめ</p> <p>(略)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれの医療連携体制等に関する事項</p> <p>1 5 疾病について (略)</p> <p>2 5 事業について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害時における医療 (見直しの方向性)</p> <p>○ 指針の見直しに関しては、第7次医療計画策定後の災害医療の現状を踏まえた内容を盛り込むこととする。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 熊本地震に係る初動対応検証の報告を踏まえ、保健医療活動本部を設置することとしたことから、保健医療調整本部について明示する。 ・ 「災害医療コーディネーター活動要領」「災害時小児周産期リエゾン活動要領」を発出したことを踏まえ、現状の両者に関する記載を変更する。 <p>○ 指標の見直しに関しては、「救急災害医療提供体制等の在り方に関する検討会」においての議論等を踏まえて対応する。具体的には以下とする。</p> <p>(略)</p> <p>(指標例の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県による医療従事者に対する災害医療教育の実施回数を追加 ・ 都道府県による地域住民に対する災害医療教育の実施回数 ・ 「災害時の医療チーム等の受け入れを想定し、都道府県災害対策本部、都道府県医療本部で関係機関（警察、消防等）、公共輸送機関等との連携の確認を行う災害訓練の実施回数」の指標に、関係機関として「保健所、市町村等」を追記 ・ 災害医療コーディネーター任命者数を追加 ・ 災害時小児周産期リエゾン任命者数を追加 ・ 災害拠点病院における業務継続計画（BCP）の策定率を指標から削除 	<p style="text-align: center;">第7次医療計画の中間見直し等に関する意見のとりまとめ</p> <p>(略)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれの医療連携体制等に関する事項</p> <p>1 5 疾病について (略)</p> <p>2 5 事業について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害時における医療 (見直しの方向性)</p> <p>○ 指針の見直しに関しては、第7次医療計画策定後の災害医療の現状を踏まえた内容を盛り込むこととする。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 熊本地震に係る初動対応検証の報告を踏まえ、保健医療活動本部を設置することとしたことから、保健医療調整本部について明示する。 ・ 「災害医療コーディネーター活動要領」「災害時小児周産期リエゾン活動要領」を発出したことを踏まえ、現状の両者に関する記載を変更する。 <p>○ 指標の見直しに関しては、「救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会」においての議論等を踏まえて対応する。具体的には以下とする。</p> <p>(略)</p> <p>(指標例の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県による医療従事者に対する災害医療教育の実施回数を追加 ・ 都道府県による地域住民に対する災害医療教育の実施回数を追加 ・ 「災害時の医療チーム等の受け入れを想定し、都道府県災害対策本部、都道府県医療本部で関係機関（警察、消防等）、公共輸送機関等との連携の確認を行う災害訓練の実施回数」の指標に、関係機関として「保健所、市町村等」を追記 ・ 災害医療コーディネーター任命者数を追加 ・ 災害時小児周産期リエゾン任命者数を追加 ・ 災害拠点病院における業務継続計画（BCP）の策定率を指標から削除

(3) ～ (5) (略)

3 在宅医療

(見直しの方向性)

○ 都道府県において取り組むべき事項を整理した通知※の内容を、指針に反映する。

※「在宅医療の充実に向けた取組の進め方について」(平成31年1月29日厚生労働省医政局地域医療計画課長・厚生労働省老健局介護保険計画課長・厚生労働省老健局老人保健課長通知)

○ 「在宅歯科医療の提供体制等に関する検討会」における議論の整理を踏まえ、在宅歯科医療をより推進するための指標例を追加する。

○ 小児在宅医療の提供体制について、小児医療に係る体制整備と整合的となり、成育過程を踏まえた整備が可能となるよう、現状把握に必要な指標例を追加する。近年、増加傾向にある医療的ケア児に必要な支援については、第8次医療計画に向けて検討する。

○ 第8次医療計画に向けて、原則として設定する指標やアウトカム指標、多職種による在宅医療提供体制や地域性を踏まえた在宅医療提供体制、災害対応や介護との連携を含めた今後の在宅医療のあり方について、介護保険事業(支援)計画及び障害福祉計画等の関連する計画と整合性を確保しながら検討する。

(指標例の見直し) (略)

(3) ～ (5) (略)

3 在宅医療

(見直しの方向性)

○ 都道府県において取り組むべき事項を整理した通知※の内容を、指針に反映する。

※「在宅医療の充実に向けた取組の進め方について」(平成31年1月29日厚生労働省医政局地域医療計画課長・厚生労働省老健局介護保険計画課長・厚生労働省老健局老人保健課長通知)

○ 「在宅歯科医療の提供体制等に関する検討会」における議論の整理を踏まえ、在宅歯科医療をより推進するための指標例を追加する。

○ 小児在宅医療の提供体制について、小児医療に係る体制整備と整合的となり、成育過程を踏まえた整備が可能となるよう、現状把握に必要な指標例を追加する。近年、増加傾向にある医療的ケア児に必要な支援については、第8次医療計画に向けて検討する。

○ 第8次医療計画に向けて、原則として設定する指標やアウトカム指標、多職種による在宅医療の提供体制や地域性を踏まえた在宅医療の提供体制、災害対応や介護との連携を含めた今後の在宅医療のあり方について、介護保険事業(支援)計画及び障害福祉計画等の関連する計画と整合性を確保しながら検討する。

(指標例の見直し) (略)